

生	00	01	3年
(令和8年3月末まで保存)			

人 安 第 1 9 1 号
(刑 企)
令 和 5 年 3 月 3 0 日

生活安全部内所属長
(通信指令課長を除く。)
刑事部内所属長
交通部内所属長 殿
(運転免許課長・交通規制課長を除く。)
警備部内所属長
(機動隊長を除く。)
各 警 察 署 長

生活安全部長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について

平成30年3月、厚生労働省において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に基づく入院措置（以下「措置入院」という。）の運用が適切に行われるよう、「措置入院の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられ、同省から各自治体に対して別添のとおり通知されている。

各警察署にあっては、ガイドラインの内容を了知の上、下記のとおり法第23条に基づく通報の適切な運用等に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について」（令和3年4月16日付け少安第52号）は廃止する。

記

1 法第23条に基づく通報の適切な運用

法第23条に基づく通報（以下「警察官通報」という。）は、自傷他害のおそれのある精神障害者に適時適切な医療及び保護を提供するという目的に沿って適切に行われる必要があるところ、警察官通報を担当する者に対し、ガイドラインの内容を周知す

るとともに、警察官通報の適切な運用に関する継続的な教養に努めること。

なお、精神障害者の中には、警察官通報の要件に該当する者以外にも精神保健医療福祉に関する支援が必要と認められる者がいるところ、これらの者について、法第47条第1項に基づき自治体への相談を行うなど、適切な支援が受けられるように配慮すること。

2 関係機関等との連携の推進

ガイドラインにおいて、県は、措置入院の適切な運用に資するよう、警察官通報から措置入院までの対応方針、困難事例への対応の在り方等について、自治体、精神科医療関係者、福祉関係者、警察等の関係者が協議する場を設置することが望ましいとされているので、当該協議の場が設置される場合には主体的に協議に加わること。

さらに、具体的な事例への対応に当たっては、これらの協議を通じて取り決められた対応方針に基づき、関係者と緊密に連携しつつ対応すること。

3 その他

警察において他害のおそれがある者に係る事案を把握した場合には、警察官通報等のほか、他害のおそれに係る危険性・切迫性に応じた措置による他害行為の防止を図る必要があることに留意すること。

具体的には、刑罰法令に抵触する場合には適切に検挙措置を講じ、検挙措置を講じることができない場合であっても、指導・警告を行うほか、防犯指導、警戒活動等の所要の防犯措置を講ずること。

担当 人身安全対策課
 人身安全対策第二係